

会 議 録

会 議 名	第3回東浦町立地適正化計画検討委員会	
開 催 日 時	令和4年7月5日（火） 10時00分から12時10分まで	
開 催 場 所	東浦町役場 本庁舎 3階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏（委員長）、秀島栄三氏、平井崇士氏、水野博隆氏（副委員長）、野村雅廣氏、高見靖雄氏、平野智子氏、杉浦政代氏、神谷優氏、近藤ひろ子氏、木村昌博氏、兵藤高志氏
	事務局	棚瀬都市整備部長、金井建設部技監、川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、足立主査、中村主事
議 題 （公開又は 非公開の別）	(1) 前回の主な意見について (2) 居住誘導区域の設定について（再検討） (3) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討） (4) 誘導施策について (5) 防災指針について	
傍 聴 者 の 数	3名	
審 議 内 容 （ 概 要 ）	議題の審議内容については、別紙のとおり	
備 考	会議録は要約	

(1) 前回の主な意見について (資料1)

委員：

第1回の委員会でリスク評価と居住誘導区域の設定について説明の順序を逆にした方が良いのではないかと提案した。資料1の4の対応方針で、防災対策については防災指針の中で検討していくとしているが、防災指針を検討していく中で、居住誘導区域や都市機能誘導区域、避難路対策等をブラッシュアップしてほしい。

委員長：

居住誘導区域の設定と防災指針は連動しているので、両者一体的に連動して検討しなければならない。

事務局：

居住誘導区域の中で災害リスクを掲載しながら進めていたが、防災指針の導入部分を理解したうえで居住誘導区域と都市機能誘導区域の素案を作り、さらに災害リスクを考慮しながらブラッシュアップをしている。

本日は、大まかな方向性をお示ししているが、次回、居住誘導区域と都市機能誘導区域の最終形をお示しできればと考えている。今年度末策定を目指す。

事務局：

1点目の既存の団地について、既存の市街地や既存の団地については【居住】の上段2つの項目が該当する。最後の項目はこれから面整備をする新しい団地というイメージである。

2点目の公共交通連携軸について、コンパクトなまちづくりP3の東西をつなぐ表現と大きく逸脱するものではない。現状及び計画を踏まえ緒川駅へつないでいる。

(2) 居住誘導区域の設定について (資料2)

委員：

資料2の84ページ、4-1の「居住誘導区域に定めないものとされる区域」は、86ページ「居住誘導区域の設定フロー」の中に書かれているが、4-2の「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」については書かれていない。「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」についての考えもフローに入れた

うえで検討する流れをつくっていただきたい。

災害リスクの高い地域を除外するのは当然だが、居住誘導区域から除外するというのを、住民が理解しやすいような表現にするなどの工夫をしてほしい。

委員：

居住誘導区域について、国のホームページの資料は2022年に更新されており、県でもホームページで自然災害等に関して、安全な生活を確保することや河川対策などについての考え方が書かれているのに、災害がよくあるという表現が気になった。例えば、資料2の85ページ、「表 災害リスク分析の結果の概要」の「高潮浸水想定区域」の室戸台風規模について、5百年から数千年に一度の確立とは言え、いつでも起こりうる可能性があるため、きちんと捉えていただきたい。同じく「表 災害リスク分析の結果の概要」で、「洪水浸水想定区域」に「垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水は市街化区域ではみられない」とあり、3.0mまでは許容範囲ということなのだろうが、垂直避難ができれば良いのか。浸水した住宅は住めなくなる。

86ページの「居住誘導区域の設定フロー」について、水災害のリスクについて「②標高10mラインから500m圏域に含まれない地区」ではない地区については居住誘導区域に含むということなのだろうが、水害の流れの中での避難は困難になる。令和2年の愛知県市町村津波避難計画策定指針では、徒歩10分で移動できる距離は人によって大きく変わることも示されており、現段階の資料では災害に対する認識と設定が甘いのではないか。

委員：

災害を軽視しているわけではなく、災害リスクを考慮して計画を立てなくてはならないということを伝えたかった。

事務局：

災害を軽視しているわけではないが、既存ストックを活用しようという時代であり、現状の都市構造を考慮したうえで、想定最大規模に関しては避難を前提として考えて整理している。

垂直避難については、あくまでも避難の方法の1つなのだが、誤解を招かないように表現を整理する。

500m圏域についても、高齢者の徒歩圏500mの考え方も含め、より適切な指標があれば検討をしていく。

委員：

命を守るだけでなく、その後、生き延びる事も考えなければならない。
居住維持区域について、維持をしていくために嵩上げなどの方策を考えていくことも大切である。

委員長：

今後、居住誘導区域を設定していかなければならないが、都市のあるべき姿や都市の活動などの役割や意味を考える必要があるが、そこが86ページの「居住誘導区域の設定フロー」には反映されていない。災害から命や暮らしを守るためにどのような対応が考えられるのか、また、それを居住誘導区域の設定にどのように生かしていけるのか検討していかなければならない。

委員：

居住誘導区域について、避難を前提としているが、東浦町の防災はあまり進んでいるとは言い難い。要配慮者の名簿も作成はされているが、その名簿は各コミュニティセンターに保管されており、活用はされていない。防災対策が進んでいる地区では、その名簿を活かして避難行動計画をつくろうとしており、モデル事業として昨年度から静岡や兵庫などでは計画の策定が進められている。東浦町の現状で避難前提と言っても説得力に欠けるのではないか。避難計画も、危機管理課をはじめ各課が連携して速やかに作成できるようなしくみを考えてほしい。

委員長：

可児市でも自治会で要配慮者の名簿を作ったりしているが、個人情報の保護などの問題で名簿を作っていない自治会も多い。名簿についての考え方やしくみは整備されてきているが、実行に移されるような形にしなければいけないという意見だと思う。

事務局：

防災指針の中で要配慮者の避難行動計画について規定している自治体もある。防災指針の取組、スケジュールに記載するなどして要配慮者の避難について位置づける方法もあると思う。防災部局とも話し合っ進めていきたい。

委員：

立地適正化というもの自体がわかりにくい。安心して住みやすい町を考える時、東浦町としての安全対策や方針をしっかりと打ち出し、確実に安全だと自信

をもって誘導できる線を決めたほうがよい。

委員長：

東浦町の特徴を活かした先進的な立地適正化計画になればいいと思う。

事務局：

現状の都市構造を整理し、居住促進区域と居住維持区域を提案させていただいている。

委員：

武豊線沿線、緒川駅は昔から東浦の中心であったからそのままそこに誘導するというのではなく、思い切ってまちづくりを変えて高台の方にコンパクトなまちをつくるような、考え方があっても良いのではないか。

路線価が低いということはリスクがあるということも知った方が良い。

例えば、学校のある位置くらいにコンパクトなまちづくりなど、武豊線から少し離れたまちづくりをしていくなどでもよいのではないか。建て替えや、より安全な場所へ誘導するための補助など、方策としてあってもよいと思う。

委員：

鉄道ありきのコンパクトシティという考え方なのかもしれないが、住民の鉄道の利用率を考慮すべきではないか。東浦町では、主に車を使って生活しているのではないか。もし、鉄道を中心とした生活を考えるならば、駅周辺には駐車場、駐輪場など利便性や防災、レクリエーションを担保するような設備を整えるなどをすべきではと考える。

(レクリエーション拠点の増設という資料が追加で配布された)

高台に東浦名古屋線の西側石浜西小学校付近に三丁公園のような防災機能を持つ少し大きめの公園を整えるなどして、そこに隣接する南北の道にコンパクトシティを形成する案があっても良いのではないか。

今は防災公園が各地で人気であり、遊具等も少なく比較的费用がかかりにくい等利点がある。

事務局：

公園は公共空間で活用しやすく魅力が出しやすい。公園の魅力を上げながら周囲の魅力も上がっていくことは好ましいことだと思う。しかし、部分移転なら考えられるが、既存のまちの高台移転は時間やコストがかかり、ストック時代では非常に悩ましい。縮小社会となってくるときに維持していくにあたって

の大きな課題になると思っているので、参考にさせていただき考えていきたい。

委員：

別の視点からの意見として受け取ってもらえればと思う。

委員：

現行の第6次東浦町総合計画や都市計画マスタープランは防災について言及される前に策定されたものだが、今、第6次東浦町総合計画は見直しの期間となっている。子どもや命といったキーワードを盛り込むなど、まず命を守ること、その視点での見直しも重要だと思う。

委員：

主に鉄道東側に限っての話になるが、居住誘導区域の中で災害リスクの高い区域の取り扱いについて、基本的には4点しかない。1点目は住まないことだが、これは現実的ではない。2点目は将来的に住まないことで、妥当だと考えている。3点目は避難で対処することだが、防災面のすり合わせが必要であり、避難で対処することでその場所に住み続けて良いことになってしまう点には疑問が残る。やはりいずれは住まないことを視野に、移転などを考えなければならない。4点目は災害リスクを無くすことだが、時間とコストがかかり、これも現実的ではない。以上のことから、落としどころは2点目と3点目になると思う。3点目の避難で対処というと曖昧さが残るが、だからだめだということにはならないと思うため、ぜひ防災関係各課とすり合わせをしていただきたい。

命を介して子どもと防災がつながるように、防災と都市計画がつながればよい。

委員：

浸水想定では5百年や千年に一度という単位が出てきたが、建築業界では地震については100年から150年で想定するのが現状である。千年に一度を想定して対応するのは難しいのではないか。

委員長：

まちのあり方を考える時に、居住誘導区域に含む、含まないことにどのような効果を想定し、それを5年、数十年、百年単位でまちをどのようにしていくのか、ということを考える必要がある。

この計画の中で災害リスクの高い地域に住むこと、安心して住める地域を明記することは、長期的に見て大きな意味があると考えている。

委員：

鉄道の東側に都市機能誘導を指定するという話だが、自分は新田地区に住んでおり、新田地区は災害リスクもない場所なのに都市機能誘導区域には設定されていないことについて疑問である。

市街化調整区域の扱いについて、新田地区の市街化調整区域には大きな団地があるが、何かしらの対応はできないか。

委員：

質問になるが、踏切は避難経路として妥当かどうかということについて、どの踏切なのか教えてほしい。

事務局：

鉄道東側に住宅団地がある地区に踏切が3つある。災害時に、これらの踏切が通行可能かどうかによって避難経路の整理が変わるのでお聞きしたかった。

委員：

基本的に鉄道が災害時に駅間で停止することはないが、緊急停止をした場合などは踏切を遮断してしまう可能性はある。ほかの自治体で緊急避難路に指定されている踏切はある。

委員長：

災害時の警報レベルなどにより踏切の扱いを定めるような、独自の方針などはあるのか。

委員：

特にない。

委員：

水害の5百年に一度、千年に一度、という確率が適切かどうかという点について、問題は確率ではなく、災害が予測できない、ということである。毎年日本中のどこかで水害が発生している。防災マップの監修をしたが、国や県のデータをもとに作成している。防災マップで浸水想定区域になっている地域が立地適正化計画で居住維持区域などに位置づけられていると、有事の際には町に

責任が行く。熱海の土砂災害のようなことにはなってほしくないという思いがある。

(3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討）（資料3）

(4)誘導施策について（資料4）

(5)防災指針について（資料5）

委員：

居住促進区域、居住維持区域のような設定を進めるとすると、今ご説明いただいた資料3、4、5が2倍ぐらいの量になるのだと予想する。そのため、本日に居住促進区域、居住維持区域の扱いを決めておかないと作業ができないのではないかと。

災害リスクの高い居住誘導区域のあり方について、災害リスクが高いままではよくない。居住促進区域、居住維持区域は居住誘導区域と対等なものではなく、本来あるべきではない区域の位置づけだと思っている。そういう考え方だと、誘導施策や防災指針の整理がしやすいのではないかと。

委員長：

制度として居住促進区域、居住維持区域の定義について記載する場合、市町の独断でできるのか。それとも、県の指導があるのか。事例はあるのか。

委員：

事例はない。

居住促進区域、居住維持区域を入れる以前に、防災指針をどうまとめるかが大事だと思う。災害に対して、避難をして終わりではないという意見があったように、その後どのように生き延びるか、いかに早く日常生活に戻れるか、といった観点で防災指針をしっかりまとめていただきたい。その上で居住促進区域、居住維持区域を必要なら追記すればよい。ただ、定義は難しいと感じている。

資料3の96ページ、「表 誘導施設（案）」について、独自施設で飲食店等が誘導施設に指定されているが、この記載だと都市機能誘導区域以外で新たに立地する場合は届出が必要だというように誤解してしまう。表現を考えて欲しい。

事務局：

空き家活用などで緩やかに誘導できればと思い、このような表現にした。「表誘導施設（案）」の独自施設については表現を検討する。

委員長：

立地促進施設など、別の表現にした方がよい。

委員：

都市機能誘導区域について、JR 緒川駅周辺で保健センターや文化センター、福祉センターが含まれているが、緒川駅からは1 km以上距離がある。石浜駅からであれば1 km未満である。無理をしてエリアを広げているように感じる。巽ヶ丘駅では1 kmを超えるため含まないという説明があったが、矛盾していないか。

子育て支援施設が危ないところから外されたことについては安心している。

事務局：

駅からの距離については、方眼で概ね1 km以内という整理をしているため、実測値とは異なる。

委員：

記載されている距離と実際に体感する距離の差について危惧している。

事務局：

居住促進区域、居住維持区域について、避難で対処するとしている。推奨する区域とそうでない区域を色分けして表示したい。長期的に考え、いずれ住まないように誘導しようとするのが考えられるが、市街化区域内であるため、強く誘導規制しない限り、居住維持区域も住民が入れ替わってしまう。しかし、現状では、まずは区域を定めて、緩やかに誘導していきたい。合わせて、防災指針を整理したいと考えている。

委員長：

計画を策定することによる波及効果もある。

委員：

災害リスクのある地域に住む場合は、住民の自己責任で居住するというニュアンスに取れた。町としては住民に対して何かしらの対応をしていただきたいが、難しいと思う。国自体が災害に対しての後付け的な政策が多いため、対

応は難しいと思う。立地適正化計画の施策については国から指示があるのか。

事務局：

都市計画部門のまちづくりに関する計画であり、国は都市計画として災害リスクのある区域を居住誘導区域含める場合に対して防災指針を位置づけるという見解であるため、そのように整理して委員会に諮っていく。

以上